

## 旭川市放置自転車対策検討懇談会の設置及び運営に関する要綱

### (設置)

第1条 旭川駅周辺，平和通買物公園及びその周辺地域の公共の場における自転車の放置を防止することにより，歩行者等の通行の安全を確保するとともに，良好な景観を保全することを趣旨として放置自転車対策を推進するため，旭川市放置自転車対策検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 懇談会は，放置自転車に関する対策についての意見交換等を行う。

### (構成)

第3条 懇談会は，次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 道路管理者
- (3) 北海道警察
- (4) 公共交通事業者
- (5) 地域商店街の代表者
- (6) 地域市民委員会の代表者
- (7) 学校教育関係者
- (8) 関係団体
- (9) 公募委員
- (10) 関係行政機関の職員
- (11) その他市長が必要と認めた者

### (座長及び副座長)

第4条 懇談会に座長及び副座長をそれぞれ1名置き，座長は，懇談会を構成する者の互選により定める。

2 副座長は，座長が指名する。

3 座長は，会議の進行を司る。

4 副座長は，座長を補佐し，座長に事故あるとき又は座長が欠けたときは，その職務を代理する。

(招集)

第5条 懇談会は、必要に応じて市長が招集する。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、土木部土木管理課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が会議で諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月20日から施行する。